

## 条例の議員定数の変遷

条例における議員定数の変遷は下記のとおりである。

(単位：人)

	旧静岡市	旧清水市	合計
昭和 58 年改選	5 2	4 2	9 4
昭和 62 年改選	4 8 (4 減)	4 0 (2 減)	8 8
平成 3 年改選	4 8	3 8 (2 減)	8 6
平成 7 年改選	4 8	3 6 (2 減)	8 4
平成 11 年改選	4 5 (3 減)	3 3 (3 減)	7 8
*平成 15 年 4 月 静岡合併	5 6		
平成 17 年改選 (政令市)	5 3 (3 減)		
*平成 18 年 3 月 蒲原町編入	5 3	蒲原町 1 2	6 5
	5 3		
*平成 20 年 11 月 由比町編入	5 3	由比町 1 1	6 4
	5 3		
平成 21 年改選	5 3		

○平成 15 年 4 月 1 日 旧静岡市と旧清水市の合併

改正前の地方自治法 議員定数の上限 人口 50 万人以上 90 万人未満 56 人